

年 月 日

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い取扱確約書

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

届出者 所 在 地

事業者名称

代表者氏名

事業所名称

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いを取り扱うにあたり、次の事項を遵守することを確約します。

1. 福祉用具販売及び住宅改修の提供に関しては、関係法令、美濃加茂市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
2. 被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具販売及び住宅改修を行えるよう努めること。
3. 福祉用具販売費用及び住宅改修費用が市場価格と著しく乖離しないよう、適正な価格で行うこと。
4. 福祉用具販売及び住宅改修を行うにあたっては、美濃加茂市、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
5. 福祉用具販売及び住宅改修を行うにあたっては、当該被保険者が要綱第3条に該当していることを確認すること。
また、被保険者の負担割合証により自己負担割合を確認するとともに過去の給付実績についても確認すること。
6. 正当な理由なく、被保険者による福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いの利用を拒まないこと。
7. 福祉用具の販売を行うにあたっては、自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減額、免除又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分及び福祉用具の販売費用（介護保険適用額）を明記した領収書を発行すること。
8. 住宅改修費については、介護保険居宅介護・介護予防住宅改修（変更）申請確認書に記載されている自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減額、免除又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分及び住宅改修に要した費用（介護保険適用額）を明記した領収書を発行すること。
9. 要綱第9条に規定する申請の内容を変更せざるを得ない場合は、被保険者が速やかに申請書類の提出等ができるよう協力すること。また、変更後の見積書を被保険者に発行し、自己負担額が変更になることを被保険者に説明すること。
10. 被保険者が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を美濃加茂市に通知すること。
 - （1） 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - （2） 正当な理由なく、当該福祉用具購入及び住宅改修を行うにあたって、必要な手続きに関して協力しないとき。
11. 福祉用具販売及び住宅改修に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存すること。

12. 市長が必要であると認めた福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に関して、関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し市が指導又は調査を行う場合、市長の指示に従うこと。
13. 負担割合が遡及して変更になる等、支給額に変更があった場合は市長からの指示に従うこと。
14. 被保険者が医療機関に入院又は介護保険施設に入所している場合は、医療機関を退院又は介護保険施設を退所し居宅に戻るまでは、支給を保留とすることに了承すること。また、当該福祉用具並びに住宅改修箇所の利用前に美濃加茂市の被保険者資格を喪失した場合は、当該購入並びに改修に係る費用を不支給とすることに了承すること。
15. 被保険者及びその家族からの苦情又は相談があった場合においては、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な方法を検討し、対処すること。
16. 福祉用具販売及び住宅改修の施工により、被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合は、当事者間で協議のうえ、関係法令等に従いその責任の範囲において、被保険者に対してその損害を賠償すること。
17. 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。